

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

1 施設の名称 静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設

2 指定管理者の名称 サイカパーキング株式会社

3 指定期間 令和8年4月1日～令和18年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集期間 令和7年10月27日～令和7年11月26日

イ 申請団体（順不同） サイカパーキング株式会社

東海技研株式会社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和7年12月5日

(イ) プレゼンテーション 令和7年12月5日

イ 審査委員会

委員長 松浦 正裕（交通政策担当部長）

委員 松南 克彦（交通政策課長）

〃 加藤 努（生活安全安心課長）

〃 大石 洋（一般財団法人静岡経済研究所）

〃 岸 昭雄（静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科 教授）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 サイカパーキング株式会社

(イ) 点 数 80.8点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 完全利用料金制による

イ 総 評 (選定の理由等) 今後の需要予測が現実的な事業計画であり、10年間と長い指定管理期間において、駐輪場の安定的かつ継続的な経営に向けた方策が示されていると評価できた。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総合政策局長

委 員 総合政策局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、こども未来局次長、経済局次長、
経済局農政部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和8年2月20日

(6) 指 定 令和8年2月20日

(7) 公 告 令和8年3月3日

静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設
指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市青葉通り自転車等駐車場ほか12施設

基本項目	審査項目	比重 ①	評価②	点数 ① × ②
1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。【二十五点】	ア 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか	× 1		
	イ 各駐輪場の特徴や、利用者の属性を理解し、それが事業計画等に反映されているか	× 1		
	ウ 市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか	× 1		
	エ 安定的かつ継続的な駐輪場経営に向けた方策が示されているか	× 2		
	【所見欄】			
2 事業計画が施設の効果的な管理を実現するものであること。【四十点】	ア 変動納付金に関する提案があるか、またその内容は妥当性があるか	× 1		
	イ 安心安全な駐輪場運営に向けた取組みや運営方法が示されているか	× 2		
	ウ 料金支払いや定期申込方法は全ての利用者にとって分かりやすい方法となっているか	× 2		
	エ 円滑で安定した駐輪場運営に向けた運営管理方法、機器の配置、施設の維持管理に関する計画が示されているか	× 2		
	オ 市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策及び利用者サービス向上のための適切な方策が示されているか	× 1		
	【所見欄】			

3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【二十五点】	ア 類似施設の管理運営実績は十分か (※)	× 1		
	イ 必要な人員が確保されているか、またその配置計画は適正か	× 1		
	ウ 第三者に委託する場合、業者選定手続き及び業務の指導、監督体制は適切か	× 1		
	エ 事故・災害等緊急時の対策は適切か	× 1		
	オ 個人情報及び重要文書の保護について、その重要性を認識し対策を講じているか	× 1		
	【所見欄】			
4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。【十点】	ア 財務諸表等の状況	× 1		
	イ 過去数年間における利益又は損失の状況	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 ※当該施設又は類似施設の実績。評価対象とする類似施設の範囲は、公営駐輪場とします。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】